



2010年1月11日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン

「神奈川県水浴場等に関する条例」の改正素案に対する意見について

昨年12月11日に貴県が発表されました、「神奈川県水浴場等に関する条例の改正素案」(以下「素案」)に対する意見募集に対して、弊社の意見並びに提案を以下のとおり纏めましたので、ご高覧賜りたくお願い申し上げます。

弊社は、海水浴場の利用者が快適に過ごすために、たばこの火による火傷を防ぐなどの安全確保の必要性、或いはたばこの吸殻の散乱防止という美化を理由とした海水浴場内での喫煙規制の方向性には賛同いたします。しかしながら、以下に挙げる観点より、海水浴場のような屋外における他人の喫煙による健康影響という点は、喫煙規制の根拠足り得ないのではないかと思料いたします。

1. 国民保健の向上を図ることを目的とする健康増進法第二十五条には、“受動喫煙は(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)”と明記されております。一方、海水浴場のような屋外については、常識的にみて、たばこの煙が希釈されないまま空気中に滞留することはあり得ないため、その対象外にあると理解いたします。
2. また、最も効果的にそのような健康被害に対処するためには、海水浴場のような屋外において、他人の喫煙したたばこの煙によって健康影響が起こり得る、実例が示されるべきではないかと考えます。このアプローチは、第二回たばこ規制枠組み条約締約国会議で採択された、ガイドライン 27 条“たばこ煙に晒されることからの保護”にも示されております。(当該ガイドライン全文は以下参照)
3. フランスでは、海水浴場における吸殻散乱を懸念し、その防止を目的とした対策を導入していると聞いておりますが、喫煙を禁止する規制によるものではないと承知しております。また、外国のいくつかの地方自治体が、喫煙禁止規制を導入している例(オーストラリア、ボンダイビーチ等)があるものの、それらは吸殻散乱防止を目的としたものであると承知しております。要するに、貴県が、海水浴場の安全と美観の維持を、限定された方法を通じて、これを達成されることを支持いたします。

従いまして、「素案」にあります“健康への影響”の箇所については、本規制の目的には合致しないものであると考えられるため、削除下さいますようお願い申し上げます。

弊社は、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境が望ましく、一方にのみ過大な負担を強いる事は出来る限り避けるべきと考えております。例えば喫煙場所の設置にあたっては、喫煙者の利便性等についても、十分ご配慮下さいますようお願いいたします。

弊社としましては、海水浴場の利用者が快適に過ごすために、十分な効果が上がり且つ現実的な問題解決となる、理にかなった規制導入に向けて、引き続きご協力してまいりたいと考えますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

27条 本条約の条文は、室内の公共施設だけでなく他の“**適当と思われる**”場所(屋外並びにそれに準ずる場所)に対しても、**保護対策を要求している**。規制が**適当である屋外並びに屋外に準ずる公共施設を明示するにあたっては、締約国は様々な状況において、健康被害が起こり得ると信ずるに足る根拠を考慮した上で、その根拠が被害が存在すると示す如何なる場所に対しても、最も効果的な防護策を採らなければならない**。(注:弊社訳)

** 27. The language of the treaty requires protective measures not only in all 'indoor' public places, but also in those 'other' (that is, outdoor or quasi-outdoor) public places where 'appropriate'. In identifying those outdoor and quasi-outdoor public places where legislation is appropriate, Parties should consider the evidence as to the possible health hazards in various settings and should act to adopt the most effective protection against exposure wherever the evidence shows that a hazard exists.*

以上